

会員各位



行政書士会章

鹿児島県行政書士会

会長 鶴 信光

(公印省略)

副会長兼総務部長上村 邦典

県外の行政書士が戸籍の不正取得容疑で逮捕された
不祥事案の発生について

先般、「栃木県行政書士会の会員が探偵業者の依頼に応じて他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして兵庫県警察に逮捕された。逮捕容疑は職務上請求書に虚偽の理由を記載し兵庫県内の某市から戸籍や住民票等を取得した。」旨の新聞報道（全国紙）がなされたところであります。

これが、事実であれば、行政書士及び行政書士制度に関する国民（県民）の信頼を大きく損ねる極めて悪質な行為であり、決して許されるものではありません。

会員の皆様におかれましては、これを「他山の石」として今後も従来どおり職務上請求書の適正使用に努められますようお願い申し上げます。

～（天網恢恢疎にして漏らさず）～

下記事項を参考にしてください。

1 行政書士が職務上請求書を使用できる法的根拠

職務上請求書の使用の法的根拠は、戸籍法第10条の2第3項、住民基本台帳法第12条の3第2項・第3項であり、行政書士等が職務上必要な場合に限り使用できるとされています。これは、限られた資格者のみに認められた国民の利便の為の制度であるため、個人情報保護、人権擁護等の観点から高い倫理観に基づいた厳正な取り扱いが求められています。

2 不正使用に対する罰則

戸籍法及び住民基本台帳法の規定によると、「偽りその他不正の手段により戸籍謄本・住民票の写しの交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する」と規定されています。

3 「登録型本人通知制度」について

現在、本人通知制度を採用している自治体が増えてきています。この制度は第三者が本人の戸籍・住民票等を取得した時に、自治体から本人に対し本人の戸籍・住民票等が第三者により取得されたことを通知するものであります。

自分の職務上請求書の不正使用だけは、「バレルことはないだろう」という甘い考えは禁物です。何れは白日の下に晒されるものであります。

4 行政書士マニュアルの活用

職務上請求書の使用に当たっては、既に配布してある「行政書士マニュアル」の第5章の「職務上請求書の取扱いと管理」及びP46～P93「職務上請求書の記載例等」を参照にされ作成されますようお願い申し上げます。

5 日本行政書士会連合会会長の声明が、日本行政書士会連合会のホームページに掲載されていますのでご覧ください。